時事新報

酒造業は充分に保護せざる可らず

今回政府が提出したる酒造税改正の諸法案は目下貴衆議院特別委員の手に渡りて調査中の由なるが大體の上に於ては既に世人の非難も少き事ゆゑ兩院の通過も殆んど疑ひなきものゝ如しと雖も我輩は政府將來の收税策と酒造家今日の境遇とより考ふる時は今回の諸法案は更らに缺點なしと云ひ難きのみならず尚又政府が豫算する收税の金額如何に就ても結局の處不安心の點少からざるが如し故に今議會參考の爲めとして茲に我輩の所見を述べんに酒造税は從來既に國庫歳入の大部分を占めて毎歳大凡一千六百萬圓あり國家經濟の爲めには實に貴重の財源にして其釀造一石を減ずる時は國に四圓の收入を減じたると同じく又百石を増す時は國に四百圓の税源を擴めたると同樣のものなるを以て之を煎じ詰めて語れば取りも直さず國民に上戸の増加して痛飲家の殖るは國家の理財に大利益あるものにして租税を取立る政府の眼より見れば出來得る限り酒を造るものを保護して毎歳多額の酒を造らしめ之に依りて税金の收入高を増加せしめんとする事は恰も釀造家自身が酒の販路を増して己れの商業を廣く營んとするに異らず酒を造る者は獨り酒造家一人なりと雖も其販路の消長に利害を感ずるものは政府も酒造家も同一なりと言ざる可らず然るに政府は斯の如く酒造家と同身一體の感情を持ちながら從來双方の關係は如何といふに其折合常に宜しからずして或は敵視し反目し酒造家は政府を以て租税を搾取るが如くに考へ政府は酒造家を以て只管租税を免んとする惡人の如く思ひ居るの形跡往々にして免れざるが爲め今回増税の事に就ても當業者は啻に己れの利害上よりのみならず政府收税の金額上に於ても甚だ疑惑を抱くといふは何ぞや畢竟政府が從來唯租税を收納するを以てのみ目的として未だ此貴重なる税源を保護するの實意なかりしに基くには非ざるか、今既往に遡りて明治十三年度に政府が從來二圓なりし造石税を倍加して一石四圓と爲すの法律を出したる時に當り全國酒造家の模樣を見るに其營業者は實に二萬五千人にして一箇年五百三十萬石の酒を造れりと然るに其後明治十五年に至り政府は自家用料に限り無税免許の法律を施行するや翌十六年には之を出願するもの四十萬人に達し爾來今日までの經歴を見れば酒造營業者は漸次に其數を減少すると共に自家用料は次第に其數を増して明治二十七年度には營業人の數一萬四千人と爲りて此造石數は三百七十萬石に減少せると同時に自家用料酒を造るものは其人員百三十萬人に上れり實に驚く可きの景況ならずや尤も此年度間には我酒造社會は他より一種の影響を受けて輸入酒類の次第に増加し來りたると同時に酒精の輸入甚だしく増進して日本酒の賣捌人は之に依り一種の混成酒を造る事を發明し輸入の酒精一升に混ずるに水七升を以てして都合八升の酒と爲し之を又純粹の日本酒に混和して發賣したる爲め實際の造石數と賣捌の高とは甚だしき違ひあるものゝ如しと雖も我國の人口今日の數を以て明治十三年度に比較すれば無慮五百萬人の増加ありしに依りて考ふるも酒の釀造は明治十三年度に比べて甚しく増す可き筈なるに事の眞相は却て反對の姿を示し來れるものは政府が實際の利害上酒造家と同情同感の地位に在りながら其財源として貴重なる造石の保護に就き策の足らざるに依るものにして日本全國民の飲料は毎歳決して限りなきものに非ざれば又決して甚だしく減退す可きものにも非ずして明治初年の頃より通じて之を平均すれば濁酒清酒混合して一箇年大凡六百萬石内外を飲盡すと云ふ故に日本人民を一人の身體とすれば此人の酒量は一箇年六百萬石を飲で滿足するものにして其以上も飲ざれば又以下にても滿足せざるのみならず過不足共に健康を害して身體の榮養を壞るの基と爲る可きに依り今日政府の策と爲す可き所は此六百萬石を以て目安と定め之を酒造家に造らしめて消費者に賣るに依りて政府は利益のある所以を考へ一方には之を以て國家永久の財源と定めんが爲め税則を嚴にすると同時に他方には此税あるが爲め酒造家は安心して營業し得るの道即ち從來の如く課税を恐れずして寧ろ之を喜ぶの道を定めたきものなり其道といへるは他に非ず政府と酒屋は元來同情同感の地位にあるが故に一方に造石税を高むる代りには他方に總ての手段を盡して酒造家を保護し自家用料の如き又混成酒の如き其他酒精の製造賣買の如き苟も脱税の源と爲り又酒造家の營業を妨害するものには嚴密なる取締法を設けて止を得ずんば少しの情は忍んでも之を禁止し若くは重税を課して酒造家が營業に對し充分の餘地を與ふ可きなり斯くの如く取締行屆きて酒造家は同業以外に競爭の敵なくんば今回の増税案を更らに増加して八圓と爲し十圓と爲すも彼等は喜んで之に應ず可きのみに非ず目安の六百萬石は之に依りて減少する事更らに無かる可しと信ずるなり當局者の宜しく猛省す可き所のものなり

雜報

○東海道鐵道複線問題　政府は東海道鐵道を複線とし且つ車輛を増加して運輸の便を擴めん爲め改良費支出の協賛を議會に求めたれども複線問題に對しては衆議院内にも反對の聲高く自由黨の如きは既に削除の意見に決したりといふ反對の理由は中央線の敷設に着手する以上は今日周章て東海道を複線となすに及ばず唯其車輛を増加して今日の急に應じて可なり而して中央線全通の上にても尚は東海道線に旅客貨物輻輳して車輛の増加のみにては到底需に應ずる能はずとの事實あれば其時に及んで複線となすも可なり國費多端の今日亦已むを得ざるなり云々と云ふに在れば今日の形勢にては右改良費中複線に關する經費を削除し車輛の増加、停車場の増築新築費等は可決さるゝならんと云ふ本會の議事果して如何に成行くべきや兎に角豫算委員會は右の如き結果の報告をなすならんとなり

○佛國公使の支那に於ける勢力　北京より通信なりとて倫敦支那エキスプレスに記載せる中に佛國公使ゲラー氏の勢力と其手腕とを述べたるものあり即ち曰く馬關に於て平和條約締結の時に當り氏が自國の醫師を同行せしめたるは取も直さず間諜を送りしなりと支那人は一般に信ぜり其上新に裕公使が日本へ赴く際に強て佛國の郵船に便乘せしめたるは甚だ推付ケ間敷次第にして又北京大學のマーチン博士の後任に佛國人を推撰せんと總理衙門に迫り遂に其需に應ぜしめたり佛國公使は常に總理衙門に出入して諸事に入らざる世話を爲せしかば流石の支那人も怺へ兼ね我國は假令ひ貧弱なりと雖も一個の獨立國なり敢て他國の干渉を要せずとまで云放ちたり更に驚く可きは先頃佛清の間に締結したる條約に付きゲラー氏は英國公使の容喙を避けんとして樣々に苦心し慶親王を說きたれども容易に承知せざりしかば萬一英國にして故障を申出でなば露佛相結んで其責任を引受く可しと騙かし終に腕力を用ひて親王の手を捕へ無理に調印せしめたり餘りの事に親王は暫く口惜涙に暮れ其後は英國公使の顏を見るを耻づるに至りしと又ゲラー氏は彼條約を公にする如きあらば其儘に捨置難しと脅迫せし爲め英國政府は條約の詳細を知るを得ざりしが次第に漏れて今や英佛の間に紛紜起り總理衙門は唯傍觀するのみ尚は同氏は四川に起りし暴動に關しその總督を處罰するに反對するが如しと云ふ

○露國の支那港口警備艦　倫敦支那エキスプレスの報ずる所に據れば露國は今度支那へ港口警備艦として九百六十三噸の砲艦を派遣し常に同國の河江を往來せしむるよし又目下露國チヴァの各造船所に於て製造中なる巡洋艦二艘水雷艇二艘を更に増派す可しと云ふ

○臺北の臨時備急隊　舊臘三十一日夜半より臺灣臺北府は土匪來襲の爲め城内の騷擾一方ならず守備兵の數も多からざる事ゆゑ半時の非戰員、總督府の文官、人夫等を集めて臨時備急隊なるものを組織し萬一の場合に備へたる由なるが當時總督府の文官にして假りに同隊の分隊長を命ぜられたる某氏より東京なる知人の許に寄せたる私信中に

當地は舊臘三十一日の夜半より一日二日の間銃聲を聞きつゝ年を迎へ野生等も備急隊なるものゝ中に加はり二日の日出戰の命令下るを待ちながら

筆ならぬたちとり初めてえみしらの
むらがる限りきりつくさなん

と口ずさみ候御一笑可被下候左れども終に其命下らずして已みしは殘念に候

との一節あり以て當時の模樣の一斑を知るべしとなり

○大詐僞未遂　此程貴族院議員瀧口吉良氏の留守宅を騙取らんと企てし曲者あり其仕方は麴町八丁目二番地小林鳥造瀧口吉良の名を以て山口縣阿武郡アカラギ村瀧口吉良留守宅へ向け「家丸燒け今轉宅した秘密預り金燒けた金三千圓銀行電信爲換で直ぐ送れ皆出來ぬなら出來た丈け直ぐ送れ後金も早く賴む身に掛る一大事」として本月十三日午後九時五十五分發電したり先方にては十四日午前三時三十四分に右の電報を受取り大に驚き乍らもアキラギ村をアカラギ村と記しあるのみか瀧口吉良氏には實父の達者にて留守にある上更に同氏の留守宅を管理する山縣安一と云へる執事のあるに只留守宅と宛てたるみとの不審なる上に同氏の名はキチロウと稱へざるにキチロウとしてあるなど一々不審のみとのみなれば留守宅よりは「旅宿火難の由驚く意味不分り返事」として貴族院へ向けて電報したれば當地にては其電報を何事かと披き見れば右の次第に付亦驚き直ちに「火難話安心せよ如何にも不審手紙待つ」と返事し置きしに日を經て手紙到着し詐僞師の仕業と分りて昨日其筋へも屆出でたるよし

寄

謹んで我
貴衆兩院議

明治廿七八年の戰役
揚し東洋の一鳴國を
ゝに至らしめたり故
られて其赫々たる軍
所なきは豈に是れ聖
民たる者は之と同時
は傷て後ち死に至り
て負傷し遂に身體不
ゝに至りたる者とに
なる人々が國家の爲
の死を遂げ若くは身
臣民たる者の深く感
凱旋將士を歡迎する
病死者に對する國民
るなり今や其筋に於
ては特別賜金を與ふ
ものは未だ之を以て
明治二十七八年の戰
たれば隨て吾人國民
て彼等に負ふ處の義
の道を盡さゞるべか
千歳に表彰し一は後
奮發興起する所あら
するの方法を設くる
速に決行せざるべか
而して其方法に至つ
　東京郊外に
萬里懸軍馬革に包まれ
地に埋葬せられたり
遺骨を該地より移葬す
ども余の所見を以てす
大墓地を設け之に葬
のなり換言すれば日本
を葬祀するに在り蓋
つ交通の便次第に開く
汽車電車等に依りて
往するに至るは又遠
大墓地を設くるを以て
習として戰時死者の
先塋に葬り獨り遺骨の
たる次第なれば今此遺
に葬祀せば遺族者に於
寧ろ滿足を表するは余
京郊外なる道灌山、
の勝地に於て其面積
にし之に一大國墓地を
者を葬祀するだけに
に構へて周圍に樹木を
利品の兵器を添へて
地の中央には極めて
設し其樓上には戰死
像を飾り（油畫肖像の
るも可なり）樓下には
者をして一讃容易に
は一面の芝草原とし之
幾多建連ねたる墓碑は
を以て將校兵卒を分け
詳細に銘記し以て公衆
の戰狀を想像せしむる
國々民の子孫が此墓地
を追想して戰死者の精
死者に對する待遇の厚
る果して幾倍ぞや現に
ハイトに於ける南北戰
莊嚴にして配置の整然
に詣りて數萬整列した
禁ずる能はざるもの
故に帝國々有の一大墓